

定例記者会見 報道資料

平成21年9月25日

子育て課

内線 2850

DV被害者に対する子育て応援特別手当（平成21年度版）の手続きについて

1. DV被害者に対しての救済措置

平成21年12月以降に予定しています子育て応援特別手当（平成21年度版）の申請手続きに先立って、いろいろなご事情で、どうしても今お住まいの住所地に住民登録ができないDV被害者の方に対する子育て応援特別手当（平成21年度版）の事前申請を10月1日（木）から10月30日（金）までの間に受付します。

事前申請には、「事前申請書」と、次の書類の添付が必要となります。

DV被害者であることが確認できる書類（配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書、婦人相談所の発行する証明書、保護命令決定書の謄本等のいずれか。）

振込口座の通帳の写し

受付した事前申請書の内容を居住地の都道府県を介して住民登録地の都道府県から、住民登録地の市町村に送付されることにより、住民登録地の市町村において加害者である配偶者からDV被害者に支給対象者を変更し、DV被害者に手当の支給が行なわれます。

なお、住民登録地の市町村には、居住地の住所情報は知らされません。

2. 子育て応援特別手当（平成21年度版）の目的・概要

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることを鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当を、平成21年度に限り、第1子まで拡充して実施することを目的として、平成21年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれの子どもに属する世帯主に、支給対象となる子ども一人当たり3万6千円を支給するものです。

なお、子育て応援特別手当（平成20年度版）との比較は、別表のとおりです。子育て応援特別手当（平成21年度版）の詳しい実施内容等については、後日改めてご報告いたします。

「子育て応援特別手当」と「児童手当」の比較

1.子育て応援特別手当（21年度版）について
資料 2 H21.6.10

	「子育て応援特別手当」		「児童手当」
	21年度版 〔経済危機対策として21年度限り〕	20年度版 〔生活対策として20年度限り〕	
支給対象となる子	幼児教育期の子 (330万人程度) 〔平成21年度において小学校就学前3年間に属する子 〔平成15年4月2日から平成18年4月1日まで の間の生まれ〕〕	幼児教育期の第2子以降の子 (170万人程度) 〔平成20年度において小学校就学前3年間に属する子 〔平成14年4月2日から平成17年4月1日まで の間の生まれ〕〕 ※第2子以降の判定については、 高校卒業（18歳）までの子を基礎とする	0歳から小学校修了まで の児童
受給者	世帯主	同左	養育者（父母等）
所得制限	所得制限を設けるか否かは 各市町村がそれぞれの 実情に応じて判断 〔所得制限を設ける場合の下限は、1,800万円とし、 所得制限の判定は世帯主の個人所得により判定する （世帯所得の合算はしない）〕	同左	4人世帯（夫婦、児童2人）収入ベース 被用者 860万円未満 非被用者 780万円未満
手当の額	支給対象となる子 一人あたり36,000円 (1回払い)	同左	【0～3歳未満】 一律 月額10,000円 【3歳～小学校修了】 第1子、第2子 月額5,000円 第3子以降 月額10,000円
基準日	(平成21年10月1日の方向で検討中)	平成21年2月1日	—
支給	1回払い (支給時期については市区町村が定める)	同左	年3回払い(2月、6月、10月)
実施主体	市区町村(自治事務)	同左	市区町村(法定受託事務) ※公務員は、所属庁
費用負担	国庫負担 事業費 1,254億円	国庫負担 事業費 651億円	平成21年度予算ベース 給付総額 1兆 160億円 〔 国 2,690億円 〕 〔 地方 5,680億円 〕 〔 事業主 1,790億円 〕
備考	児童手当とは併給	児童手当とは併給 定額給付金との一体的支給可能	